

## (6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県暴力団排除条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年1月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県暴力団排除条例の一部を改正する条例

鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。

（1）～（6） 略

（7） 少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院

（8） 少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所

（9） 略

（10） 略

2 略

（暴力団事務所の開設及び運営の禁止）

第13条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、これの開設をし、又は運営（暴力団の活動の拠点として継続して使用している状態にあることをいう。以下この条、次条及び第27条において同じ。）をしてはならない。

（1）～（6） 略

（7） 少年院法（昭和23年法律第169号）第1条に規定する少年院又は同法第16条に規定する少年鑑別所

（8） 略

（9） 略

2 略

附 則

この条例は、少年院法（平成26年法律第58号）の施行の日から施行する。